

令和4年度

第11回 佐々町農業委員会総会議事録

令和5年2月24日（金）

佐々町農業委員会

令和5年2月 第11回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和5年2月24日（金）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室

3. 開 会 令和5年2月24日（金）午後1時30分

4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君	7	坂口 隆英 君
8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君
12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	福田 庄治 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	大瀬 敏幸 君				

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	藤永 茂 君	9	寶持 雅祥 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	立石 徹 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和4年度「ながさき女性農業者の集い」について

報告第2号 一時転用届出書について（5件）

(4) 審議事項

第34号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第36号議案 非農地通知について

(5) 協議事項

○佐々町農業委員会委員等の能率給の支給に関する規定の改正について

(6) その他

①3月定例会の日程について

②その他

事務局長（金子 剛君） 時間ちょっと早いようですが、皆様おそろいですので、ただいまから令和4年度第11回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それではまずはじめに、吉野会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さんこんにちは。桜堤の桜も、それから菜の花も咲き始めて、春の訪れといたしますが少し感じるようになりました。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻は、丸一年となっても終わる気配がありません。生産資材をはじめ物流の停滞や資材、エネルギーの円安も相まって高騰となり、我々農家にとっても経営に大きな負担となっております。一日も早くこの経済状態が以前の安定した状態に戻ることを願っております。

今年度もあと1か月余りとなりました。我々委員会としての目標も達成のために、委員皆様の御協力をお願い申し上げ、できるだけ達成できるよう努めていきたいと思っております。まだまだ寒暖差がある日が続くかと思いますが、体調に留意されて活動されますよう、よろしく申し上げます。

事務局長（金子 剛君） 本日の出席委員は11名です。藤永茂委員が不幸があったということで欠席、それから寶持委員がインフルエンザということで欠席の届出が出ております。最適化推進については全員出席をされております。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを御報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは議事に入ります。

まず日程（2）議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、5番築城委員、6番和田委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

以上で日程（2）を終わります。

それでは、日程（3）報告事項に入ります。

報告第1号 令和4年度「ながさき女性農業者の集い」について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） はい、1ページをお願いいたします。

報告第1号です。「第7回ながさき女性農業者の集い」ということで、私が令和5年の2月6日月曜日13時30分から、諫早市のホテルで会議が開催がありましたので、私事

事務局のみ出席をいたしました。

これは毎年、流れが決まっているんですけども、まず講演があってですね。次に、長崎県内の女性の農業をされている方の事例発表3名。それからまた研修というような形で流れが決まっております。

6番目の事例発表の「地域を元気にする取組について」ということで、ちょっとお話をしたいと思えますけれども、まず1番目の東さんですね。大村市の女性の農業者の方です。株式会社エコグリーンヒガシということで農業をされているわけですが、これは観葉植物をハウスでされております。結婚されてから今までの仕事を辞めて、御主人とともにハウスで観葉植物の栽培をしているというような発表がありました。

旦那さんが難病で体調が悪く、おまけに大村市大雨豪雨の時に、せっかくハウスが軌道に乗った時に全部流されたといったこともありました。栽培方法を改めてまた今頑張っているというような状況です。将来的には海外等で、規模拡大を考えているという事例発表でございました。

次に浜田 純子さんですね。この方はもともと東京の方で、3年前に南島原市に地域協力隊の募集を見て、ご主人と一緒に移住を決めたというような状況でございます。今は、いろいろ地元の方とか市役所の職員と触れ合う中で、コーヒーショップ等を営んでいるという事例発表でございました。

3番目の崎山 光子さん。この方は、長与町の農業委員さんです。年長で87歳ですか、というような年であるということでも言われていました。農業委員になってから、一番心がけていることは、まずは地域の現状を把握する、それから地域の悩みを聞く、いろいろありましたら解決方法を一緒に探る、この3つをモットーに頑張られて、これからは地域計画などを入れていきたいというような内容のお話でございました。

次に、2ページに名簿をつけております。4ページまでですね。これは長崎県の農業会議が主催になるんですけども、毎年女性の集いということで開催されております。

3年間ぐらいはコロナで中止だったんですけども、今回は私が一人でしたが、毎年女性委員、山下委員と和田委員の3人で出席をしているというところでございます。

以上、報告を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見御質問ありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 8番。今、報告をいただきましたけれどもね、ちょっと残念ながら、うち女性2人おられるので、欠席されたということですが、何か差し支えがあられたんですか。それとも事務局が行くけんよかと言われたのかね。せっかくの輝く地域がさらに輝く

ためにとかいうことで、女性のせっかくの集いにお二人おりながらもったいないなという気がしましたもんでね、非常に残念ながらそういうふうには思っていますが、何か実情、いけない事情があられたんですかね。ちょっとお聞きしたいと思います。

6番(和田 貞子君) すみません。事務局の方から出席をお願いしますという要請はあったんですけど、どうしても所用があって欠席させていただきました。

8番(藤永 九市君) せっかくですからね、何回もなりますけどね。できれば積極的に今後は出席していただきたいというふうに御要望申し上げます。

会長(吉野 裕君) よろしいですかね。なければ次に進みます。

報告第2号 一時転用届出書について事務局の説明を求めます。書記。

書記(立石 徹君) 書記。報告第2号について説明をさせていただきます。

まず追加資料をつけておりますけども、最初のページに会議日程の修正をつけておりますけども、その報告第2号で一時転用届出書について(3件)となっておりますが、正しくは5件でございます。訂正をお願いします。

5件のうち前半3件を私から説明させていただきます。

資料の5ページをお願いします。一時転用届出書になります。

借り手、〇〇〇〇、〇〇〇〇、貸し手、〇〇〇〇、〇〇〇〇。事業者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。目的、西九州自動車道4車線化事業に伴う架設施工ヤード及び表土仮置場として使用するため、内容、盛土160m³、農地住所、佐々町須崎免字下須崎〇〇〇〇、地目田、面積1,333m²、一時転用面積315m²、工事期間、令和5年4月1日から令和6年3月31日となっております。

続きまして2件目です。資料の7ページをお願いします。

こちら先ほどと借り手、事業者、目的、工事期間については同じでございます。貸し手、〇〇〇〇、〇〇〇〇。内容、盛土300m³、農地住所、佐々町須崎免字下須崎〇〇〇〇、地目、田、面積2,587m²、一時転用面積996m²。

続きまして、資料の9ページをお願いします。

こちら借り手、事業者、目的、工事期間については先ほどと同様でございます。貸し手、〇〇〇〇、〇〇〇〇、耕作者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。内容、盛土120m³、農地住所、佐々町須崎免字下須崎〇〇〇〇、地目、田、面積951m²、一時転用面積398m²。

まず場所につきましては3件とも同じ事業でございます、場所が資料の12ページ、13ページに航空写真と図面をつけております。それぞれ12ページは写真の赤で囲んだ部分です。13ページは真ん中付近の青で囲んだ部分です。メロディ橋の近くが申請地に

なります。

こちらにつきましては、それぞれ農地の一部を一時転用ということになりますけれども、その転用を除く部分で耕作をされるというふうに聞いております。

説明は以上になります。

事務局長（金子 剛君） 次の一時転用でございますが、15ページをお願いいたします。それと、別に今日配ってございました追加の日程も一緒に、3ページです。関連がありますので一緒に御覧ください。

それでは朗読説明いたします。まず15ページですね。郵送した議案の分を御覧ください。

一時転用届出書、借り手、佐々町長、貸し手、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、同じ。施工業者が〇〇〇〇、下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について承諾を願います。

目的については、令和3年度繰越、令和3年災、宮の前地区農地災害復旧工事を行うに当たり、仮設耕作道として使用するため。施工の場所が〇〇〇〇さんが佐々町小浦免字宮の前〇〇〇〇、地目、畑、地積163m²、一時転用面積、同じです。工事期間が、許可日から令和5年3月15日まで。

もう一つの今日配ったほうを御覧ください。報告2号と書いてあります。3ページのもので。

一時転用届出書、借り手が佐々町長、貸し手、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作、同じ、施工業者も〇〇〇〇です。これについても、3年災の農地災害の復旧工事に当たり仮設耕作道として使用するためと。耕作場所は、佐々町小浦免字宮の前〇〇〇〇、地目、畑、地積506m²、一時転用面積同じです。

場所については、次のページの写真を御覧ください。小浦に第2保育所がありますけれども、第2保育所の横でありましてこの赤い部分に工事車両を運搬する道路を造るという申請が出ております。

これは農地の災害復旧工事でありまして、3枚目を見ていただくとブルーシートがあると思いますが、ここが災害の場所になります。ここを工事するに当たり道を造るという申請でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見御質問ありませんか。よろしいですかね。3番。

3番（池田 邦義君） ちょっと事務局にお尋ねします。13ページの地図、この青く塗っているのが今度の申請でしょ。はい。これ一番上段の三角のここはさ、一番下の段は〇〇〇〇さ

んかね、二番目も〇〇〇〇さんやろ作付は。川沿いは。3番目は誰。

事務局長（金子 剛君） ちょっと確認します。

3番（池田 邦義君） はい。

会長（吉野 裕君） 17ページの方ば見てもらえば、小さかったですけど土の色が違うところが。そこが畦畔のあるということで。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。ないようですので、報告事項を終わります。

次に、日程（4）審議事項に入ります。

第34号議案 農用地利用集積計画の承認についてです。事務局からの説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 書記。資料の21ページをお願いします。

第34号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和5年2月24日、佐々町農業委員会会長。

22ページをお願いします。2件ございます。

番号1、権利の設定を行う者、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、借り手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、沖田免字四ツ井樋前、地番〇〇〇〇、地目、田、面積775m²、借り手農家耕作面積45,959m²、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、設定内容、5年契約無償でございます。

続きまして、2番、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。借り手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、須崎免字下須崎、地番〇〇〇〇、地目、田、面積2,141m²、借り手農家耕作面積35,484m²、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、設定内容、5年契約無償でございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見御質問ありませんか。ないようですので採決をいたします。

第34号議案について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。挙手多数、全会一致で承認することといたします。

次、第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 書記。資料の23ページをお願いします。

議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在地、北松浦郡佐々町市場免字倉前〇〇〇〇、登記地目、田、現況地目、休耕、登記面積1, 1 1 2 m²。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、不動産業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。

転用目的は、建売住宅を4棟建築され販売を行いたいためとなっております。面積は1 1 4. 2 7 m²、農地区分第3種でございます。

場所につきましては、資料の28ページをお願いします。真ん中付近の赤で塗りつぶして申請地と書いている場所になります。〇〇〇〇の駐車場の横、あとは〇〇〇〇の横、裏の農地になりまして、現況といたしましては、資料の29ページから32ページに現況の写真を載せているところでございます。

続きまして、被害防除計画ですけれども、資料の33ページと34ページの図面を併せて御覧いただければと思います。

まず、造成計画につきましては、現状のまま利用する、整地のみ行うということで、被害の恐れはないということです。続きまして排水関係につきましては、まず雨水につきましては、資料の34ページに青色で示している流れで雨水を流すということです。ためますから左側の水路に流れていくというところに聞いております。

汚水関係につきましては、こちらは合併浄化槽を通じて放流していくということで、この緑色の部分で示しております。

あとは建物の高さを7. 8メートル程度に加減されて、周辺農地、日照通風耕作の影響が出ないように対策をされるというふうに聞いております。

続きまして、35ページ、36ページは住宅の平面図、立面図を載せております。2階建ての建物が4棟建つというところとなっております。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。はい、10番。

10番（池田 晴良君） 35号議案ですね、所有権移転許可申請承認についてですけども、2月16日10時から池田農業委員、藤永農業委員と私3人と、譲受人代理人、行政書士さんと局長、書記交えて現地確認いたしました。

内容は事務局が話されたとおりですけども、34ページちょっと見ていただくと、この図面、上の方が〇〇〇〇さんですね、下側は大新田の農地につながっているところです。もともとこの上下に通つとる道、これは4m道幅ありませんけども、町道みなし道路ということで、一応町道ちゅうことで認定されるところですので、宅地にできるような形になっておりますけれども、もともとこの道は農業専用道路、農道ですね。だから3mそこの幅しかないところの道でちょっと狭いんですよ。

それで狭いものですから、この道路に沿って水路が通っていますけれども、何か所かに水路の上に鉄板を敷いて車が離合、駐車できるように農作業車が、そういう対策をとっている道路ですね。そういうところの道路の、北側からずっと宅地になってきるところで最初のところの農地です。

この農地については、申請地は横近くに水路が通つとるんですね。水路、これ排水対策事業で新しい水路ができたところですからけれども、もともと大新田農振地域ですので、水路ができたときに農地を取られて、残った用地は農振地域が外れている状況になつとるわけですが、この通路の両サイド、上のとこと下のところは農振から外れているという状況になります。そういうところが宅地になっていこうとしているところです。

それで、申請地の道路幅は4 mありませんので、水路の内側の壁、内壁からですね、4 mさがって宅地を建てていくということの説明を受けました。上のほうは4 mないんですけれども町道ですので、そういうことで生活用の車がここ出入りするということですので、今までよりも車が少し多くなるのかなというところで気にしているところですが、法的には満足しとるちゆことで、一応認めていくところかなと思っているところでございます。御審議のほどよろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） 何か御意見御質問ありませんか。はい、5番。

5番（築城 武美君） 五役会での審議の過程の結果報告がございませんが、そのことについて御質問を申し上げます。

まず、ここが4 m道路ではないのにもかかわらず、建物が建てられる根拠を調べてくださいというふうにお問い合わせをしたと思います。その後、ここが浄化槽の設置、この部分だけ浄化槽の設置になつとるんですけれども、周りには下水道が入っているという状況がございます。そこでそれについても、下水道に繋ぐということを町は指導するのかないのか。この区間だけ浄化槽を設置、他のところは下水道が入っているんだそうですけれども、それについての議論をした経過の説明を事務局からお願いしたいと思います。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） まず町道の4 mないところでございますけれども、34ページを御覧ください。配置図をですね。家の前には当然4 mを取るといふような設計になっております。

4 mないところは入り口ですね手前の方からは3 mちょっとしかないといふような状況でございますけれども、これはなぜないかという、県が町道を指定するときは必ず家を建てる時には緊急車両のために4 m確保しないといけないといふふうになっておりますけれども、先ほど池田委員からみなし通路といふような状況でありましたが、その当時は〇〇〇の駐車場といふことで家屋等じゃないものですから、その関係で4 m取っていらっ

しやらなかったというような状況でございます。

なので、この後に建築確認申請を〇〇〇〇さんがされますが、ここは建築許可が通るかどうかはっきり分からないという状況でございます。そういうことは建設課の担当のほうに確認をしているところでございます。

下水道につきましては、水道課ともちょっと話をしたんですけれども、ここの部分だけ範囲には入っていないという状況です。

〇〇〇〇さんに確認をしたところ、この図面を見ていただくと分かるように、34ページですね、ちょっと下に網目の管があると思います。これが大きい排水管が道路を通っている関係で、上水道は当然引くというような状況なんですけれども、下水は引かれないということで合併浄化槽にするという話を聞いております。

確かにこの〇〇〇〇から入ってからの道、それから中央海岸線ですね。そこは下水の本管は来ております。来ておりますけれども、この大新田の横排水路になっていますけど、この大きな管のあるがために上水道だけ取って下水道はちょっと取れないというような説明はもらっております。

以上です。

会長（吉野 裕君） よろしいですかね。

5番（築城 武美君） はい。了解しましたけれども、五役会で議論をして一応保留にした結果をですね、保留にしたことになつとるので、調査をして報告をするというふうに約束をしたったと思いますけども、報告がなかったんでその具体的なところを報告してくださいというお願いでございます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。はい、3番。

3番（池田 邦義君） はい、3番。この件について私も現地立会い行ったんですけど、もろもろの中で、司法書士に申し上げたことちゅうことは、結局これが認可されておりました場合ですよ、我々が言ったことがちゃんと附帯事項としても明記されるんでしょうね。そこら辺はちょっと確認しておきたいと思います。念を押して。

そげんか、〇〇〇〇さんが建売として売られる。ところが買った方はそういう話は聞いていないとか、そういうことはないようにですよ。そこらへんは書面にて〇〇〇〇さんに、やっぱり建売で買った人の家主さんですか、そこら辺には徹底して、そういったことを明記して契約してほしいなと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） はい。その旨は行政書士、それから〇〇〇〇さんの方に伝えておりま

す。全部。例えば、農繁期のほこりであるとかそういったものも全部、立会いしたときの分は伝えております。

当然、口頭では伝えるという話ではありましたが、契約書に記載するかどうかはわからないという状況でした。絶対契約書に記載しないといけないという法的に決まりがないということでした。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。はい、8番。

8番（藤永 九市君） 8番。結果、今お話をお聞きしまして、今5番員さんがお話がございましたようにね、私聞いている中で、五役会でそれなりに審議をなされて出されていることだから、どういうことだろうかなと思いつながりながら聞いていたんですけども、お話をお伺いして、それは保留にしてあったと聞きましたので安心しましたけどね。

私いつかも申し上げましたように、この議案を出されるときには事前に五役会で十二分検討されまして、事前協議をなされてこう出てきているものですからね。できれば五役会の皆さんはもう承知の上で今日提案されていることになりますからね。だから、二重にお伺いされているかどうかかなちゅうことも多々あり得るんですね。

しかし、それはどうもどうこうと言いませんけれども、今5番員さんのお話のように、それをしなかった問題とか、ちょっと保留にしとったのを補足するような形の中での五役さんの質問なり意見ちゅうのが十分いいことですけれどもね。同じことをまたここで終わられてもどうかという面もありますからね、その点は注意していただきたいというふうに思いますし。

それから、毎年この転用申請上がってきてますけども、場所にもよりけりですけども、非常に3番員さんもいつかおっしゃったこともあるんですけども、大新田地区はそれぞれの専業農家さんがそろってるところでもありません、失礼ながらね。

だから時間の問題でずっと、売りたいという人がかなり多いということも聞いたことがありますけれどもね。非常に残念な気がしますよね。一番いいところが、大新田地帯の何も支障のない、中山間と比べると全く優良農地であるわけですけれども、相反してこういうふうにどんどん転用されて開拓されてきているということが、非常に残念な気がしてならないんですけども。相反するような結果が出てきている。それを審議しなければならぬというのが我々の宿命でしょうけれども、農業委員会のね。全くこれは、本当は優良農地は守っていかないとやらん。そして農業の振興のために、我々全力を挙げていかならんというのを、相反してこういう形になる。いつも審議の後に、これは反対して否決したことはありません。やむを得ないということで採決取られますから、やむを得ないというこ

とで、皆さん承認してきたわけですけども。こういうことでずっと年間通しますとこういう結果になってきているということは、やっぱり皆さんお互いが考えたときに、申し上げますようにどんどん農地が減ってきている状況。

他方面に考えますと、今申しあげましたように、相反して中山間地なんかは荒れて荒れてきているんですね。それをどうにかして守らにゃならんということも、そういうこともありますし。非常にこのところ、お互いに十分御理解頂きたいと思いますが、残念ながらそういう佐々町の農地の動向であると思うわけですね。だから、何とかして守っていく方向でしていかなと、たやすく認めるというのやむを得ないからですけども、もっとよく考えるべきではないだろうか。農業委員としての務めを果たしているかなという、そういうことができていない状況に結果が出てきているということですね。

だから、今度の地域計画の策定につきましても、農地を減らさんがために、そしてお互いがやっぺいかなばというふうなことが一番の基本ですから、今後とも、今日は一つの例として出ましたけれども、今後もそういうことをお互いに、農業委員も最適化推進委員も、基本的にその点を十分頭に置いていかなと、ただ単なる農業委員会を開いてこういうふうにしていくという状況が本来の姿でないということをやっぺい頭に置いて。仕方ないといえればそれまでですけども、そういうことをやっぺい基本的に考えながら、お互いに農業委員も最適化推進委員もこれを肝に銘じて取り組むべきでないかなというふうについていつも思うんですけど、今日もそういうふうに感じましたので、誠に残念ながら認めざるを得ないことになるだろうと思いますけれども。

会長、その辺も十分基本的に指導していただきたいということ。事務局もそうだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

会長（吉野 裕君） 議事の進め方については、五役会の後の経過なりは、この議事に入的过程中で説明を今後していくようにしていきたいと思えます。

それと、大新田地区の中でも、やはり農振にも外れているところに関しては、致し方ないところがあるもんで。

ただ、一つは、道路幅員のことで何とか食い止めてはきた経緯もあるんですけど、ちょうど今回の案件より西側のほうには、以前はもっと大きな計画もありましたが、幅員の関係で断念されたという経緯になっております。やはり佐々町としても一番の優良農地のほうに入るところですので、何とかして守っていかなければいけないところは十分にあるかと思えますが、それを申請が上がってくれば、ちゃんと手続が正常であれば、やむを得なく認めざるを得ないということも、そういうところのジレンマありますけど、これから

はできるだけ、こういう農地は守っていくほうに努めていきたいと思っておりますので、皆さんのほうもよろしくお願ひいたします。2番。

2番(濱野 努君) 先ほど建築許可が下りるか下りないか分からないと事務局長が言われましたけど、農業委員会ではやむなしという結果が出るかもしれませんが、農業委員会が許可して建設許可下りなかった場合にどうなるかということですね。いかがでしょうか。

会長(吉野 裕君) 事務局長。

事務局長(金子 剛君) 今、委員さんがおっしゃられたとおりでございますけども、これはあくまでも自己申告じゃありませんけど、業者、申請者の方からの申請を受け取ったという形で農業委員会は取っております。これは全然分かりませんが、もし許可が下りなくて、農地の転用許可が下りたとした場合に、建築許可が下りなければ取下げというような形を取りざるを得ないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長(吉野 裕君) ほかにございませんか。5番。

5番(築城 武美君) 参考のためにお伺いをするんですが、この土地はすぐ隣の土地と比べて、既に盛り土がなされとる土地だというふうに認識をするんですが、もともと地盤高がこの高さあったんですかということがちょっと腑に落ちなくて。

例えば〇〇〇〇の駐車場造成時に、そのレベルで土地改良届か農地改良届かなんかが出て、あの高さまで造成が進んでいるのかとかいう疑問がずっとあったんです。しかし、申請時には休耕中という形になって耕作をした形跡もなくて、これはもともと田んぼでしたよね、そういう状況で奥には〇〇〇〇ができたし、手前は町の大型工事が入って水路ができたしというところがあって、非常に耕作上不便な土地になったんで、そのまま休耕なのかどうかというふうに私は感じとったんですが。

流れ的には、もともと他に利用すること、先々を狙って農地改良届が出されとったんであれば悪質だというふうに思っているんです。状況は分からないんで、今のところ推測の話をしているんですが、現実的には、そういう届けが出された土地を放置したままですつと来とったということではないんでしょうか。ベテラン議員さん、その辺は委員さん、何か資料的なもので頭の中にあるのであれば教えていただきたい。これは議論じゃないですよ。そういうふうにちょっと感じております。

会長(吉野 裕君) 事務局長。

事務局長(金子 剛君) この申請の場所は、ちょっと今言われたとおり分かりませんが、農地改良届出を出す場合は、あくまでも宅地目的の土地改良は認めませんよというような申請時に言っております。これは法でもないんですけども、農地改良届をした場合に、2年から3年は耕作してくださいというような指導をしております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 例としては、海岸線通りの例えば〇〇〇〇の横とか、改良届出して、1年植えたか植えんごと、作物置いて、駐車場に今度なっていますよ、現実はね。だから、そういうふうな野望を持ってなされる行為について、農業委員会はもう少し指導体制をきちっとすべきかなということではちょっと感じとるという話です。先ほど農業委員会の存立動向が議論されましたから、そういうことも含めて事例的にはそういうものがあるんだろうというふうに思っています。

例えば、今〇〇〇〇の横に住宅があるところ、工事しよるところですね。あそこに田んぼのレベルで駐車場になつとる土地がありますよね。家がありますけども、大分広い土地ですけども。あれもバスであそこを通るときに見ると、ここはもともと田んぼを駐車場にしとらすけど何もないねという気がしたりとかですね。いろいろ農業委員になってからそういう土地が結構見受けられて、何とかそういうふうにご利用していけば、そのまま雑種地みたいになつとつとやないかなという気がしよるもので、そんなところをちょっと気になって意見を言わせていただきました。

以上です。

会長（吉野 裕君） この土地については、私の記憶では、一昨年ぐらいまでは、あその〇〇〇〇の前の農地と同じように飼料作物をずっと作られておりました。その契約が終わってまだ1年たつたたないかぐらいじゃないかと認識しております。

5番（築城 武美君） ありがとうございます。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。18番。

18番（玉置 義則君） 18番です。私、前、夜にあその狭い道を歩いたことあるんですけど、あそこで車の軽自動車が行き交って片輪落としていらっしゃる方を見たんですよ。だから、あそこで住宅地が4軒もできれば、あんな狭い道を通ったときに、多分また片輪落とされるような感じ、前兆があるんじゃないかなと思ったもんだから、ちょうど〇〇〇〇さんの裏側、落としていらっしゃったんですね。行き交って片輪落としましたと言われていたから。だから、危ないんじゃないかなと。だから、家4軒もできたら、絶対事故とか何かあるんじゃないかなというのが今思っていましたので、ちょっと聞きました。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） この工事にあつては、建てる時の建設の工事にあつては、工事車両は奥に絶対行くなと言われてましたけどね。極力こっちのほうでしてください。奥のほうに

は通らずにお願いしております。

会長（吉野 裕君） その件については、そういう要望があれば、建設課のほうが何か対応されるんじゃないかと思います。今回の申請の場合は、以上のとおりで。ほかに。——ないようですので、採決をいたします。

第35号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので承認することといたします。

次、36号議案非農地通知について、事務局からの説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 39ページをお願いします。

議案第36号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。

農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地、別紙のとおり、令和5年2月24日、佐々町農業委員会会長。

40ページをお願いします。

令和4年、非農地の判断対象地リスト、番号1、佐々町角山免字芋付川〇〇〇〇、台帳地目、田、登記簿地目、田、登記簿面積441m²、実面積441m²、登記名義人、〇〇〇〇、通知者、〇〇〇〇、ほか54件、計55筆でございます。

こちらにつきましては、今年度の農地パトロールにおいて、農地に再生が不可能、再生できないと判断されたところになりまして、この後、再度、非農地通知を発送するかどうかでの御審議を頂ければと思っております。

以上です。

会長（吉野 裕君） 再度、皆さん、航空写真等で確認していただきたいと思えます。そのために休憩いたします。よろしくをお願いします。

（休 憩 午後 14 時 07 分）

（休 憩 午後 14 時 25 分）

会長（吉野 裕君） 再開します。休憩中、再確認をしていただいた結果を各班ごと、例えば変更したいとかあれば報告をお願いします。1班、福田庄治委員。

事務局長（金子 剛君） 非農地を白紙に戻すとか、そういったところがあればですよ。何もなければなしでよろしいです。

会長（吉野 裕君） 2班、林委員。

推進委員（林 勇作君） 16番ですね、番号の16番から19番まで非農地をお願いします。

事務局長（金子 剛君） 非農地で。じゃあ、変更なしということですか。

推進委員（林 勇作君） 変更なし。

事務局長（金子 剛君） 変更なしですね。変更があればお願いします。

推進委員（林 勇作君） それから1枚めくって、48番から52番まで変更なし。

会長（吉野 裕君） 3班、筒井委員。

推進委員（筒井 浩一君） なしです。

会長（吉野 裕君） 4班、大瀬委員。

推進委員（大瀬 敏幸君） 全て変更ありません。

会長（吉野 裕君） 5班、玉置委員。

推進委員（玉置 義則君） 変更ありません。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 五役会の中で議論をしたときに、故人の名前になっとして、通知先も故人、というふうなものがあるんじゃないかという話をしたんです。それはなかったんですかね。〇〇〇〇さんについては後見人どうこうで一度処理したことがあって、本人は亡くなられて後見人が外れたというふうに聞いてったんで。ちゃんと調べておきますという話やったけん。通知者のところは誰に通知をされるのかなと、ちょっと気になっところがありました。

会長（吉野 裕君） 書記。

書記（立石 徹君） すみません、このリストの中の右側の所有者氏名、通知者については、固定資産税の納税義務者の名前で書いているんですけども、これが最近、令和5年1月1日時点のリストを税財政課からもらったんですけども、それがちょっと反映できていないところもあるかもしれないので、もう一度再確認させていただいて、その方にお送りしたいと思っております。

会長（吉野 裕君） お願いします。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。——ないようですので、53、54、55は担当地区のほうで再確認をしてから事務局に報告する。それから、通知者が生存しておられない方については、改めて調査をして発行するという事。よろしいですかね。それを含めて採決をいたします。

36号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数ですので、全会一致で承認することといたします。

次、日程5、協議事項について、事務局からの説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 追加の資料をお願いします。すみません、ページ番号をつけてないんで

すけども、1枚めくっていただいたページとその裏ですね。1ページ、2ページに当たる
ところを御覧ください。

こちらにつきましては、先月の総会でこの規則を変える必要があるということで、来月
また改正案をお示ししますということでお話をしていたところです。今回、この1ページ
の部分ですね、表が改正後、改正前ということで、現行の規則と事務局の改正案をお示し
させていただいているところです。次のページは、裏は現行の規則を参考でお示しをして
おります。そしたら、1ページの説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、改正をする必要があるところ、変えるところだけを記載させて
いただいております。右側が改正前です。第4条（1）活動実績分については、対象活動
に要した時間について、1時間当たり840円とするとなっておりますけども、そちらを
改正後は、能率給については、対象活動に要した時間について、交付決定額に応じ支給す
るとさせていただきたいと考えております。こちらについては、今までの時給ではなくて、
国が示した年度ごとの交付額を皆さんの活動の時間に応じて支給を配分、支給をさせてい
ただきたいと思っております。4条の（2）については略としておりますけども、変更は
ありません。（3）前号により通算した時間に1時間未満の端数があるときは、その端数
が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。こちらを、
改正後は（3）を削除させていただきたいと思っております。こちらにつきましては、今
年度、活動記録簿を皆さんが提出していただいていますけども、今年度については、仮に
1日の活動を10分とかで書いていただいても、それを積み上げて計算をさせていただい
ておりますので、この（3）はそれに当てはまらないということで削除をさせていただき
たいと思っております。（4）成果分については、農地利用最適化交付金の成果実績交付
額決定後に委員等の活動実績に応じて算定するものとする。こちらにつきましても、改正
後では（4）を削除させていただきたいと思っております。（4）については、いわゆる
成果実績の関係の文言になりますけども、こちらがなかなか成果分をどういうふうに評価
して支給するかということで考えたときに、その算定がちょっと難しいというところがあ
ります。それが同じ町内においても、地区ごとに農地の数も違いますし、中山間地域であ
ったり、住宅街にある農地もあったりですね、農地の各地区の状況が違ったりとか、委員
さんの数も違いますし。また、国が示した交付額も、活動実績と成果実績のそれぞれ幾ら
ですよという割合が示されていないもので、成果実績で計算するのがちょっと難しいとい
うことで、今回の改正につきましては、あくまでも皆さんの活動した時間ですね、交付額
を皆さんの活動時間で案分して支給させていただくというような形で考えております。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 今、事務局からの説明でよろしいでしょうか。——どうぞ。

10番（池田 晴良君） この活動実績に書いてある活動実績時間、あれをベースにして案分されるわけですね。

だから、件数が多ければ多いほど、後で年度末にお手当がいっぱい来るということじゃないかなちゅうことで理解しよるわけですよ。どこの田んぼを見回りしているのかって、見回りしたことを書けばいいって、何か最初の頃言よらしたねと。そがんことは書かれんよねと思って書いてきとらん。ところが、書いたもんが得するわけです。なんかそがん気がしとるけん

5番（築城 武美君） 確認よろしいでしょうか。五役会で議論したんですけども、まず840円ありきという数字で時間給を決めることは、それが国が交付する決定額に全部足しても満たない。動いた人に時間で配分しましょうという発想で整理をしたら、こういう文書になったというふうに考えていただくと分かりやすいかと思っています。結果的には交付決定額に応じ支給するという曖昧な表現になったということですね。これは、具体的には活動時間で割り戻してそれで配分するという発想です。

会長（吉野 裕君） それと、規制改革会から農業委員は何ばしよるとかというの見えるかということで、要はその見回りしたり何だったりしたことを小まめに書いてくださいということで、この活動記録簿というものが出来たということだと思っんです。そやけ、年度初めからつけるときには、10分でも15分でもいいですから、それを書いてくださいとお願ひしている。それが1日10分やったっちゃ、それは1日とみなしてできる。それが2つも3つもその日のうちに重なれば、3件とかということにはならんで、要は1日の分は1日、10分でも1日、1時間でも1日という。要は農業委員さんが何をしよるかちゅうとが見えないということがあったもんでこういうふうになって。そして、当初の活動成果払いとか分けると曖昧ですもんね。来るとのうち何割が成果払い、実績払いというふうにはないもんで。うちの場合は、ただ時給を先に決めてあったもんで、それに時間を掛けて請求するしかなかったもんで、交付金額の半分ちょっとぐらいしかもらいよらんやったということ。そうじゃなく、国としては、こんだけ交付をするからそれだけ活動をしてくださいということで交付金額が決まって、それは全国を調査して、例えば長崎県にはいくら、佐賀県にはいくらというふうに割り方で、それをまた市町に分けて下りてくるという形になっております。そういうことがあるので、活動記録簿は書いてくださいと、再三申し上げてきたところですよ。

10番（池田 晴良君） 国から下りてくる金額が決まっていくわけですね。それを予算がついたから皆さんに全額割り振りしようという考え方で、時間が840円をなくそうと。

予算がついたとき満額もらえない。半分とかそういう状況になると、活動実績がね。だから、この活動実績簿を帳面に書くときに、2やったかね、活動項目の2か3か、そういうのが成果ね。

書記（立石 徹君） 2から4ですかね。

10番（池田 晴良君） だから、2から4に対して書いたらん人はゼロですね、成果分がね。来んわけですよ。だから、2から4に書いた人はがっぷり来るということ。果たしてそれでいいのかなど。実績がある、こっだけ活動しましたということで、今まで840円掛けて払いよった。しかし、その時間で満額来た金をやりますと。それで理解していかなば、納得していかなばでしょうけども、その成果分については帳面に書き切ったらん人もおるけんね。だから、成果分の2分の1ぐらいは均等でやって、あと残りは時間で割り振りするとか。対応が何かよく分からんもんね。国の予算がついてきよるわけですから。それは活動してくださいということでしょうから。

会長（吉野 裕君） 会を休憩します。

（休 憩 午後 15 時 22 分）

（会議再開 午後 15 時 31 分）

会長（吉野 裕君） 協議事項については、休憩中に出了た意見を事務局として取りまとめ、そして、改正案について皆さんの御了解を得たいと思いますが、これでよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

次に、日程6に移ります。事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） （5）のその他、①の3月定例会の日程でございます。その他ですね。3月27日、13時30分からです。五役会が3月16日です。13時30分から予定をいたしております。

それから、その他のその他に入らせていただきます。

まず、皆様御存じのとおり、委員の改選、今募集をかけている状況です。募集期間が2月14日から3月13日まで28日間です。4週間を募集期間にいたしております。今のところ、まだ推薦、応募等はない状況です。今の進捗です。

それから、今度、農地で開発行為で事前の協議が2月13日に建設課をメインに協議がありました。というのが、場所については、〇〇〇〇から入って〇〇〇〇のところを〇〇〇〇のほうに上る道があります。以前も計画があったと思うんですけど、そこを上って左手に、一応、農地転用の予定が入っております。それは建売住宅の35棟で、業者が〇〇〇〇〇〇という計画が今ありますので、皆さんに御報告をいたしております。5年ほどかけて建てていくという説明がありました。当然、農地転用許可後です。

それと、もう一つよろしいですか。地域計画、以前から言っておりました、今、モデル地区に、木場地区、県の指定で地域計画を協議中なんですけども、実際、今、アンケートを木場地区に送っております。22日、昨日までに回収期限を設けたんですけども、今、3分の1ぐらい回答が来ているという状況です。あとの分は当然来ていないという状況ですが、アンケートの中身を見てみますと漏れとかもあります。なので、以前はほかの委員さんにもいろいろ御協力をお願いするというで伝えていたんですけど、まずは木場地区の委員さんと事務局と話をして対応したいと思いますので、どうしても手が足りないということであれば、ほかの委員さんをお願いするかもしれませんので。今のところはそういう状況です。

3番(池田 邦義君) ちょっと私のほうから報告並びにちょっと申し上げたいと思います。

このたび、市場免の開発の件で、昨年度、〇〇〇〇さんが出てくるという話がありました。それが頓挫しまして、去年で、一応白紙ということになりました。それで、今年、耕作してもいいちゅうことで、賃貸借の契約を結んでいます。そして、10番委員さんが地主さんとの交渉をしていただいて、ある程度、小作人が決まりましたので、今年はそういうメンバーで耕作していきたいと思っております。

なぜかと言うと、去年、〇〇〇〇さんが白紙で撤回されたとき、各地主さんに迷惑料、稲作保証ということで、地主さんのほうに全部金納で納められたわけです。これもいろいろあったわけです。小作人に払ったほうがいいんじゃないとか、地主さんが取るという話もいろいろありました。結局は地主さんのほうに迷惑料、稲作保証ということで、各自、金銭的に保証されました。

以上です。

10番(池田 晴良君) 関連ですけど、今、3番委員さんが話された〇〇〇〇の開発地の件ですけども、〇〇〇〇の次に来ている業者さんが〇〇〇〇とか何とか、私は関係していませんから耳に入ってくる情報だけで、そこが雑貨店、何でも売っている業者らしいですけども、福岡に本店がある大きなスーパーをこっちに持ってきようということの予定です。

それで、今、藤永委員から話があったように、あそこら辺一带は優良農地で農振から外れとるわけです。農振から外したのは町です。こっから要望したわけじゃない、町が外したんです。外れれば、地主はやっぱりどこか金になるところに貸そうってなるわけです。全部、農地じゃなかことなるわけです。それでいいですかって思うわけです。

だから、頓挫したから、農地で1年間作りますけど、また業者が来るわけです。それで、近隣に〇〇〇〇があるでしょう。あそこは閉まったでしょう。1月に閉まったんです。新町の。そこが閉まった跡地に、また似たような業者が入ってきようとしよるわけです。そ

こに進出してきようとして、一生懸命、今、水面下で動きよるわけです。

それで、似たようなスーパーが入ってきて本当によかとかって思うわけです。2つとも安売りするスーパーです。来年かそこら、またこの農業委員会に開発ということで出てきたときに、皆さん、これをどう扱うか。私は担当エリアですから、私がここで説明するような形になると思いますけども、本当に通していいもんかどうかって、そう思ったりします。懸念でするんです。

一応、今の情報はそういうことで、皆さん、認識しておってもらいたいと思います。

3番（池田 邦義君） 今、10番さんが言われたように、農振から外れたのは十何年前なんです。これは町が外したんです。だから、そのときに私が聞いた農振地、佐々町の農業振興のために残すのはどこかって聞いたら、あの高速道路のインター、高速道路から江迎志方線の北側を全部農振から外すという。下の段だけを農地にする。あっちは農振を外さないという話をちよろっと聞いたことがあるんです。

だから、私、事務局にお願いしたいのは、どこが農振から外れていないのか。各農業委員さんにそこら辺を、航空写真でも結構です、目印をつけてって言ったの。ここは外れています、外れていませんという。今の町のやり方は、虫食いで外しているわけ。あそこも外れたところもあれば、外れていないところもあるわけ。江迎志方線線路際まで、外れたところと外れていないところがある。そこら辺を、やっぱり各農業委員さんが全部知っとかんば、何とかそういう歯どめはかけてほしいと思います。よろしくお願いします。

事務局長（金子 剛君） 来月に農振の地図をちょっと配るようにしましょう。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 今、池田委員さんから重要なお話をいただきました。まさにそのとおりだと思う。

やっぱり農業委員13人に5人、18人、こういう内容を十分把握しておいていかにやならんと思う。今までお互いにしていないと思うんです。その地域の方だけだと思います。だから、そういう大事なことじゃないかというふうに痛切に思う次第です。

それから、ちょっと話が出ましたけど、飛び飛びになりますけれども、先ほど事務局長から話のございました地域計画の策定が進んでおります。お話のとおり、事務局からすぐアンケート調査で出して、返ってこにやならんのがまだ3分の1ということですがけれども、内容、私どもも、今日、持ってきてりゃよかやろうと持ってきたんですけども、内容を見てもと複雑です。だから、それぞれ記入をされる方がややこしくてとかいうことも一因があって出されていないんじゃないかと思えますし、それから、また、今の実態も、我々はどういうふうにしたらどうにかと思っておりますけれども、そこそこ事情のあつて、確定し

とらんやったり、どうするかということに、非常にそういう方がおられるわけです。だから、そういう方たちがどう書けばよいか分からずにおられるのが実態だろうと思うんです。

それで、今日はこの会のあとに、事務局長からも話がありましたから、地元の4人とは、これをどういうふうに回収して対策を取るかということで、ちょっとこのあと集まろうと思っています。そういう中で、4人で手分けしてでも回収をするという形を取りたいとか思っていますし、また、回収の折には説明をして、書いてもらう方法をとらんばじゃないかという気になっております。

そういうことで進めてまいりたいと思っていますし、御承知のように、モデル地区であり、重点地区とうたわれているものですから、責任が十分あるものですから、そういう形で、もちろん地元ですから全力を上げて任期いっぱい努力せんばと思っていますけども。その他においても、皆さん方から協力をいただくこともあるかもしれませんので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひますので、一応、おつなぎしておきます。

以上です。

事務局長（金子 剛君） 事務局からは以上ですが、ほかに何かありますか。よろしいですか。

会長（吉野 裕君） 皆さんのほうからなければ、本日の日程が全て終了しましたのでこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 15 時 57 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 音野 裕

会議録署名委員 築 土成 武美

会議録署名委員 和田 貞子